

# 解約返戻金抑制型就労不能障害保険 (無配当)

所定の就労不能状態になった場合、毎月一定額の年金で生活を保障する保険です

## 特長

### 1 国民年金法に基づき、障害等級1級または2級に認定された場合等に、就労不能障害年金をお支払いします(精神障害状態を除きます)。

被保険者が保険期間中につきのいずれかに該当し、毎年の生存判定日(会社が被保険者の生存を判定する日)に生存しているときには、保険期間満了時まで就労不能障害年金を毎月お支払いします。

- ・国民年金法に基づき、障害等級1級または2級に認定された場合(精神障害状態を除きます)
- ・会社所定の就労不能障害状態に該当し、その状態が540日以上継続\*したと医師によって診断された場合
- ・会社所定の高度障害状態に該当した場合

\*540日以上継続していない場合でも、回復する見込みがなく、1年以上の生存および療養を要する状態と医師によって診断されたときは、就労不能障害年金をお支払いします。

### 2 国民年金法に基づき、精神障害状態により障害等級1級または2級に認定された場合等に、保険期間を通じて最長3年間、特定障害年金をお支払いします。

被保険者が保険期間中につきのいずれかに該当し、毎年の生存判定日に生存しているときには、保険期間を通じて最長3年間、特定障害年金を毎月お支払いします。

- ・国民年金法に基づき、精神障害状態により障害等級1級または2級に認定された場合
  - ・会社所定の特定障害状態に該当し、その状態が540日以上継続\*したと医師によって診断されたとき
- \*540日以上継続していない場合でも、回復する見込みがなく、1年以上の生存および療養を要する状態と医師によって診断されたときは、特定障害年金をお支払いします。

### 3 被用者年金制度<sup>(注)</sup>に基づき、障害等級3級(精神障害状態を除きます)に認定された場合等に、就労障害サポート年金(年金月額×30%)をお支払いします。

被保険者が保険期間中につきのいずれかに該当し、毎年の生存判定日に生存しているときには、保険期間満了時まで就労障害サポート年金(年金月額×30%)を毎月お支払いします。

- ・被用者年金制度に基づき、障害等級3級(精神障害状態を除きます)に認定された場合
  - ・会社所定の就労制限障害状態に該当し、その状態が540日以上継続\*したと医師によって診断されたとき
- \*540日以上継続していない場合でも、回復する見込みがなく、1年以上の生存および療養を要する状態と医師によって診断されたときは、就労障害サポート年金をお支払いします。

(注)被用者年金制度とは、つぎのいずれかの法律に基づく年金制度をいいます。

- ・厚生年金保険法
- ・国家公務員共済組合法
- ・地方公務員等共済組合法
- ・私立学校教職員共済法

### 4 会社所定の身体障害状態になられた場合や、就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金のお支払事由に該当した場合、以後の保険料のお払込みを免除します。

被保険者が保険期間中につきのいずれかに該当した場合、以後の保険料のお払込みを免除します。  
(ただし、この保険の免責事由に該当した場合を除きます)

- ・責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病により会社所定の身体障害状態になられた場合
- ・就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金のお支払事由に該当した場合

※会社所定の障害状態等について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

👉 ご検討にあたりましては、必ずP5の「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

愛をお預かりする、愛をお届けする。

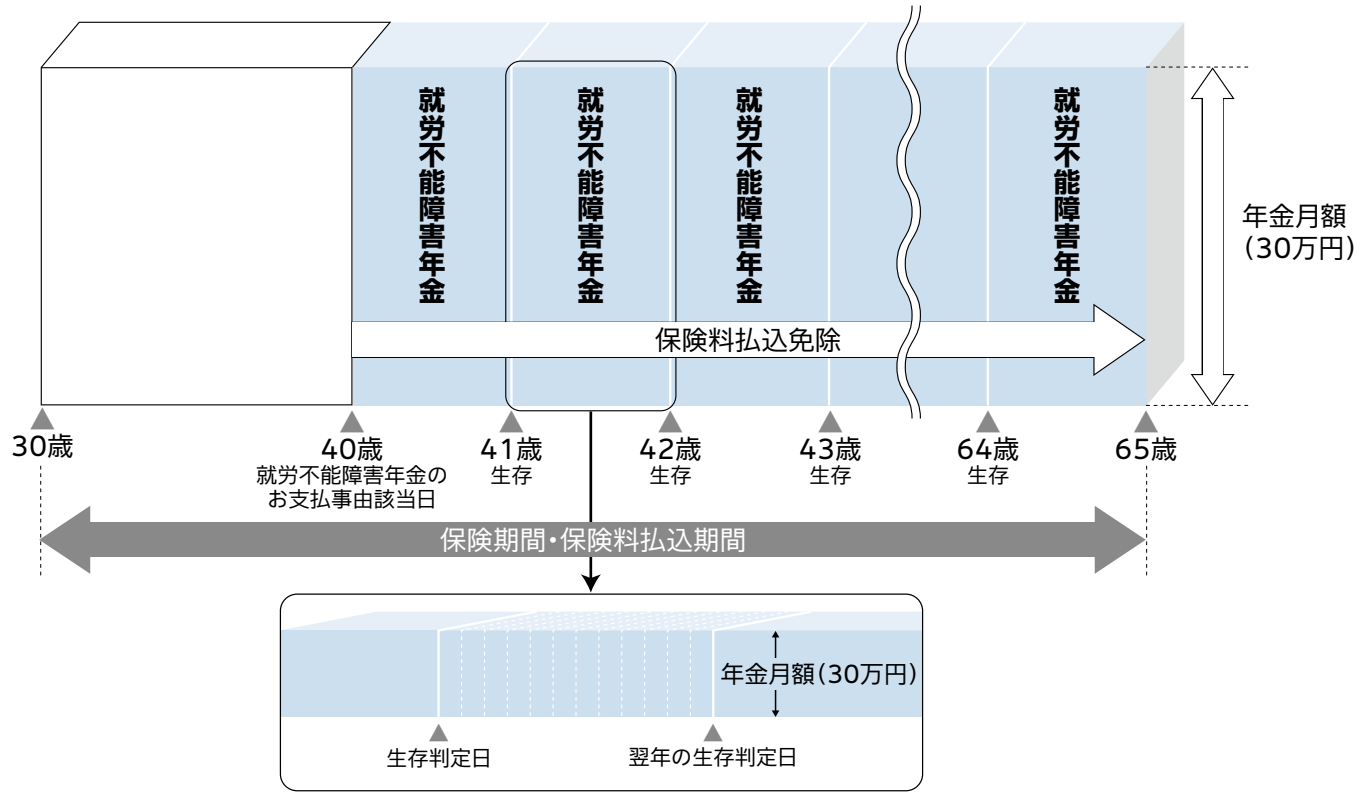


**ご契約例**

契約年齢 ..... 30歳  
 保険期間 ..... 65歳

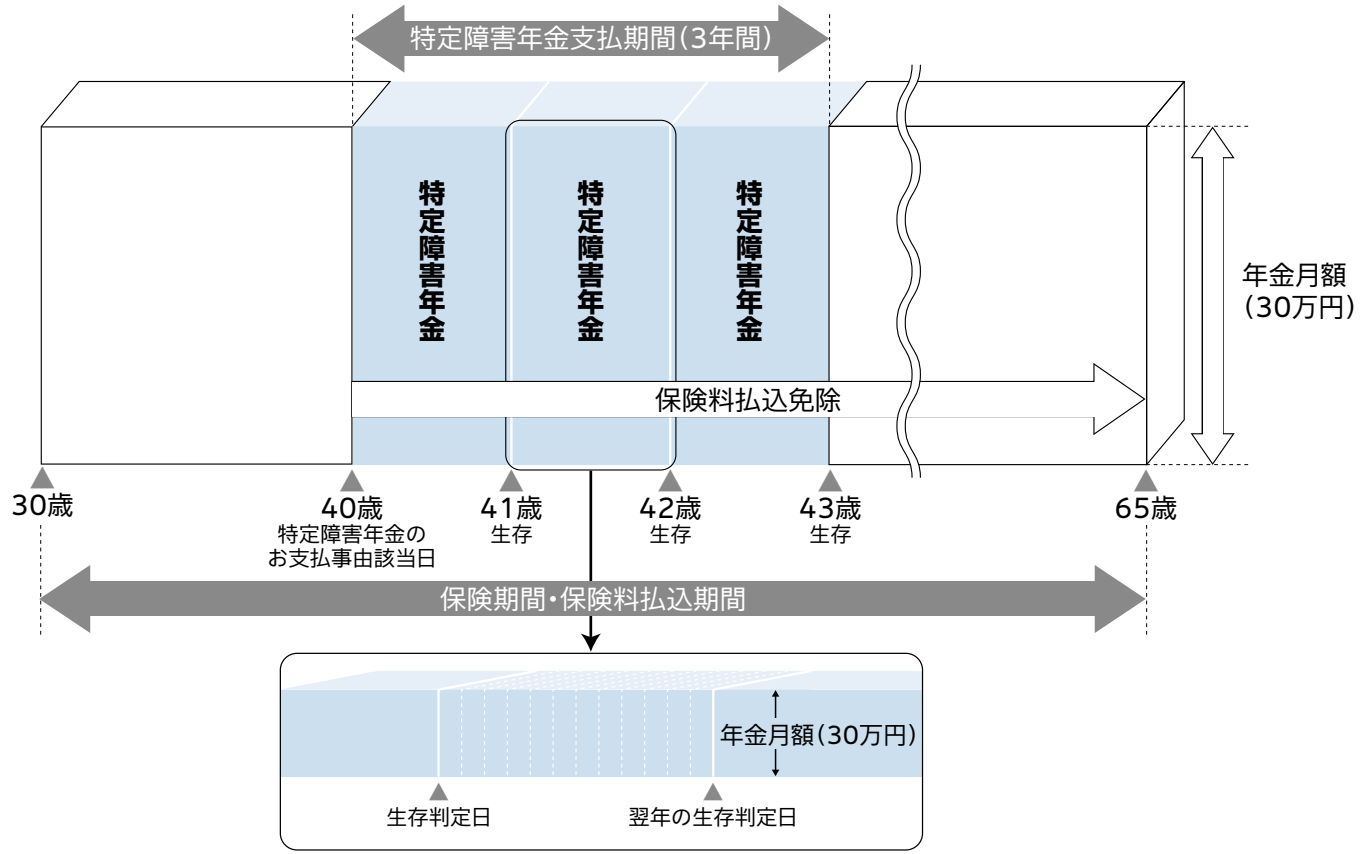
年金月額 ..... 30万円  
 保険料払込期間 ..... 65歳

**■就労不能障害年金**のお支払事由に該当した場合(保険年度始にお支払事由に該当した場合)



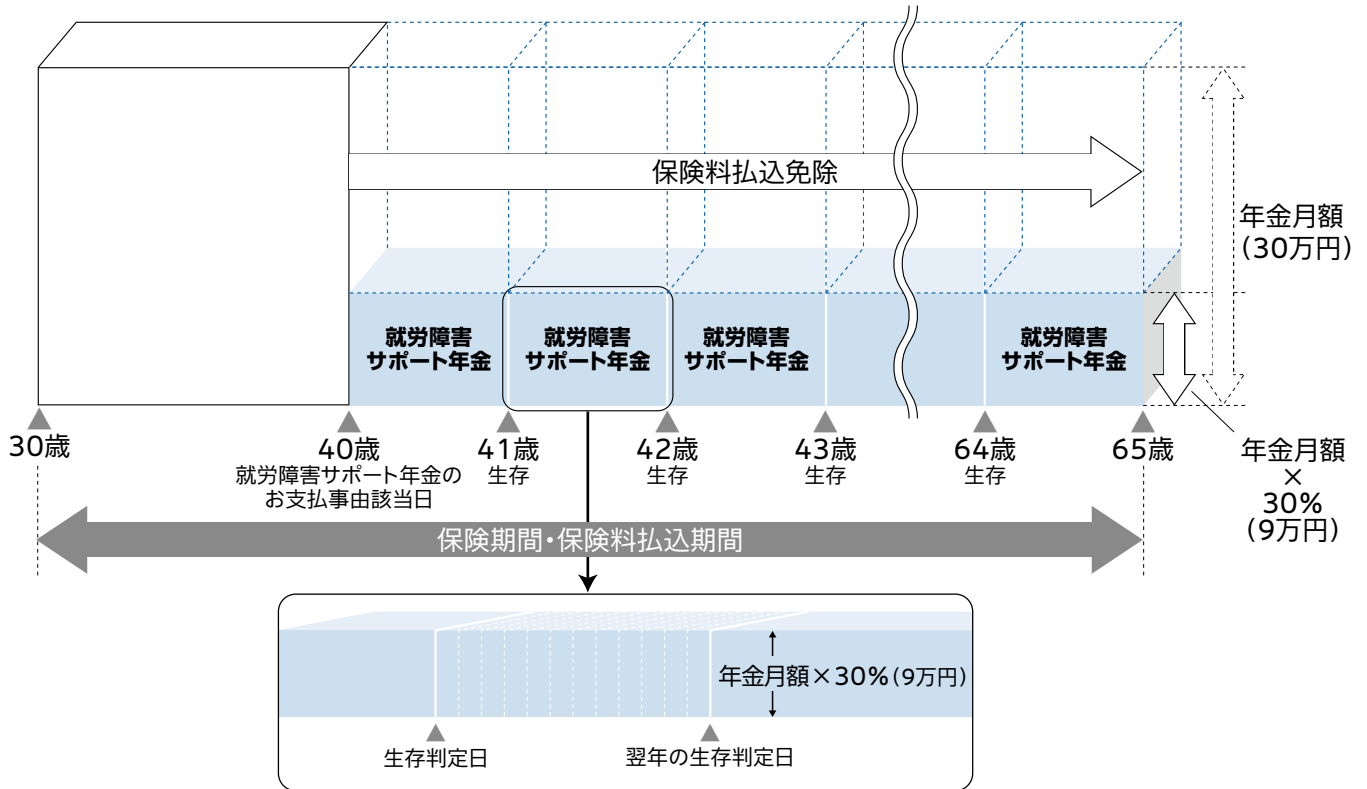
\* 生存判定日からつぎの生存判定日までの1年間、毎月お支払いします。

**■特定障害年金**のお支払事由に該当した場合



\* 生存判定日からつぎの生存判定日までの1年間、毎月お支払いします。

■**就労障害サポート年金**のお支払事由に該当した場合(保険年度始にお支払事由に該当した場合)



\* 生存判定日からつぎの生存判定日までの1年間、毎月お支払いします。

- 就労不能障害年金または就労障害サポート年金のお支払事由に該当した場合、保険期間満了時まで、被保険者が生存している限り就労不能障害年金または就労障害サポート年金をお支払いします。
- 特定障害年金のお支払事由に該当した場合、特定障害年金支払期間(3年間)の満了日または保険期間満了日のうちいずれか早い日まで、被保険者が生存している限り特定障害年金をお支払いします。
- 就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金は、年金が支払われることとなった生存判定日からつぎの生存判定日までの1年間、毎月お支払いします。なお、お支払事由該当日から保険期間満了日までの期間が1年に満たない場合でも、1年間、就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金をお支払いします。
- お支払いすべき就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金がある場合は、新たに就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金のお支払事由に該当しても、重複して就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金をお支払いしません。ただし、特定障害年金または就労障害サポート年金については、つぎのとおりとします。
  - ・ お支払いすべき特定障害年金がある場合で、新たに就労不能障害年金のお支払事由に該当するときは、特定障害年金に代えて、就労不能障害年金をお支払いします。また、お支払いすべき特定障害年金がある場合で、新たに就労障害サポート年金のお支払事由に該当するときは、特定障害年金支払期間満了後に、就労障害サポート年金をお支払いします。
  - ・ お支払いすべき就労障害サポート年金がある場合で、新たに就労不能障害年金または特定障害年金のお支払事由に該当するときは、就労障害サポート年金に代えて、就労不能障害年金または特定障害年金をお支払いします。(特定障害年金支払期間満了後は、就労障害サポート年金のお支払いを再開します。)

## 障害の等級について

障害等級	障害の状態
1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。 例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。 例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。
3級 (障害基礎年金を除きます)	労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。 また、「傷病が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもとする。

[出典] 日本年金機構 国民年金・厚生年金保険 障害認定基準(平成29年12月1日改正版)より抜粋

## ⚠️ご契約に関する注意事項

- この保険には解約返戻金がありません。
- 「身体障害者手帳制度」や「労働者災害補償保険」等の要件に該当していても、この保険のお支払事由に該当するとは限りません。
- 就労できない状態である場合でも、この保険のお支払事由に該当していないときはお支払いしません。
- 当社は、国民年金法または被用者年金制度等の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険のお支払事由を変更する場合があります。

### ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

### 保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**就労不能障害保険（解約返戻金抑制型就労不能障害保険）**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

### ■生命保険募集人について

当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### ■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

### ■取引時確認について

ご契約のお申込みの際には、お客様の本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客様の場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

### ■個人情報の取扱いについて

お客様より預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ（<http://www.prudential.co.jp/>）をご覧ください。

### ■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

### ■記載の取扱いについて

記載の取扱いは登録日現在における当社の取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

## プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

インターネットホームページ <http://www.prudential.co.jp/>  
保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、下記へお電話ください。

カスタマーサービスセンター **0120-810740**

パートナーフォーユー  
※携帯電話からもご利用になれます